

# わが国における金融ビッグバンと会計改革

平 松 一 夫

## I. はじめに

日本経済は今、長期的な証券市場の低迷と突然のアジア通貨危機の影響で、深刻な景気低迷の中にある。とりわけ金融業界においては、政府の保護のもとで従来は起こり得なかった銀行、証券会社、保険会社の倒産という事態が現実のものとなっている。なかでも、社会に強い衝撃を与えた山一証券と日本長期信用銀行の倒産は、なお記憶に新しい。

しかも、それがきっかけとなって、大蔵省や日本銀行の官僚による不正行為が明らかとなるなど、わが国の金融行政はなお混乱から抜け出せないでいる。また、各銀行は貸し倒れを恐れて事業会社に対する融資を躊躇するという貸し渋りに追い込まれ、それが健全であった企業にも波及して企業倒産に至らしめるという悪循環に陥ることとなっている。

金融業界を中心とした従来型の官僚主導による政策の失敗が明らかとなったことに伴い、わが国では現在、規制緩和を行うとともに、市場原理にもとづく政策への転換が図られつつある。日本版金融ビッグバンがそれである。会計においても金融ビッグバンの方針に添って、これまでにない大改革が進められているところである。

本稿では、以下、まず日本版金融ビッグバンを会計とのかかわりにおいて記述する。続いて最近における会計基準の改訂について概述し、国際的調和化への努力としてこれを位置づける。さらに、国際的調和化努力に反して会計を政

治的に利用しようとした事例に言及し、会計改革の困難性を指摘することとする。

## II. 日本版金融ビッグバン

### 1. 金融ワーキンググループの報告書

1996年10月17日、当時の橋本龍太郎首相の諮問機関であった経済審議会の行動計画委員会・金融ワーキンググループが「わが国金融システムの活性化のために」と題する報告書を作成した<sup>1)</sup>。この報告書は、「わが国の金融は国際面からも国内面からも、大きな改革を迫られている」という書き出しに始まり、わが国金融システムを改革する必要性について次のように述べている。「金融システムをめぐっては、多くの規制が相互に複雑に入り組んでいることを考えると、改革は『漸進的、段階的』ではなく、ある程度、一気に行わなければならない。しかも、諸外国との競争を考えれば、それは早い程良い。このため、『ビッグバン』方式により、遅くとも1999年度末までに改革を全面的かつ一挙に実現すべきである。」<sup>2)</sup>

この報告書においてなされた提言の一つの柱が、第4章の「規制・監督体制の見直し」である。そこでは、金融機関過保護の裁量型行政から市場機能重視のルール型行政への転換を促すとともに、具体的な事項として不良債権とデリバティブ取引の情報開示および時価会計の導入が提案されている。

### 2. 金融ビッグバンについての橋本メモ

1996年11月11日、橋本首相は、首相官邸に三塚博大蔵大臣、松浦功法務大臣、榊原英資大蔵省国際金融局長、浜崎恭生法務省民事局長の4人を呼び、「我が国金融システムの改革—2001年東京市場の再生に向けて—」と題する「橋本メモ」

- 
- 1) 経済審議会行動計画委員会金融ワーキンググループ「わが国金融システムの活性化のために」(1996年10月17日)。
  - 2) 経済審議会行動計画委員会金融ワーキンググループ、前掲報告書、第1章3「相対的に劣化する日本の金融システム」。

を提示し、日本版金融ビッグバンの実施を指示した<sup>3)</sup>。大蔵省関係者と法務省関係者を呼んだのは、「わが国でビッグバンを行うためには、会計制度を国際的な基準に合わせるための商法改正をはじめとして、各種の法律改正を行わなければならないため、その促進を法務大臣に指示したということである」<sup>4)</sup>。

橋本メモでは、2001年を目指した金融市場の改革と金融機関の不良債権処理を進める必要が指摘されており、その改革三原則として、①Free（市場原理が働く自由な市場に）、②Fair（透明で信頼できる市場に）、③Global（国際的で時代を先取りする市場に）が掲げられた。このうち、会計に関連する具体的検討項目の例として、「Fair」の部分で「自己責任原則の確立のための十分な情報提供とルールの明確化（ディスクロージャーの充実、徹底）」が掲げられ、また「Global」の部分で「会計制度の国際標準化」が掲げられている<sup>5)</sup>。

同年11月29日には、第二次橋本内閣の所信表明演説が衆議院本会議場で行われた。橋本首相はその中で金融システム改革に言及し、「2001年までに東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場に復権することを目標に、フリー、フェア、グローバル、すなわち市場原理が働き自由であること、透明で信頼できること、国際的で時代を先取りすることを三原則に掲げ、規制の撤廃・緩和、ディスクロージャーの充実徹底、会計制度の見直しや法制度の整備などに関係省庁が一体となって取り組みます」と述べている<sup>6)</sup>。

### 3. 証券取引審議会の報告書

このような経緯を経て、1997年6月13日には、証券取引審議会、金融制度調査会、保険審議会の3機関が、日本版ビッグバンの実現をめざす報告書を提出した。このうち証券取引審議会は「証券市場の総合的改革」と題する報告書に

3) 海江田万里『日本版ビッグバン—これが真実、これは嘘』（KK ベストセラーズ、1997年）、16頁。また、『日本経済新聞』1996年11月12日参照。

4) 海江田万里、前掲書、21頁。

5) 海江田万里、前掲書、23～26頁参照。

6) 「橋本内閣総理大臣の所信についての演説」『官報（号外）』（平成8年11月29日）、3頁。

において、次のように述べている。「金融取引に関しては、民商法や税制、会計制度についても、デファクト・スタンダード（事実上の規準）ともいうべき枠組みが出来上がりつつあり、これと大きくかい離した仕組みを持った市場は、市場利用者、なかんずくプロの利用者から見放されていくこととなりかねない。」<sup>7)</sup>

そして、ディスクロージャーの充実については「投資対象のリスクとリターンを事前に投資家に十分周知しておくことが重要であり、透明で公正なディスクロージャーの充実を積極的に進めていくべきである」という基本的考え方にもとづいて、会計制度の見直し、公認会計士監査の充実・強化、ディスクロージャー情報のアクセスの改善、および投資家啓蒙活動の推進を行うことを提唱している<sup>8)</sup>。

会計制度をより透明で「国際基準」に近いものにしようとする最近のわが国の動向には、日本版ビッグバン構想が大きく関わっている。言い換えると、これまで会計の国際的調和化に消極的であった大蔵省の姿勢に部分的にせよ変化がみられるようになったのは、金融ビッグバンが強く影響しているのである。そして、その金融ビッグバンは官僚主導によってではなく、政治主導で行われたことに注目する必要がある。

### Ⅲ. わが国における会計基準の国際的調和化努力

金融ビッグバンにおいて会計の果たすべき役割はきわめて大きい。従来わが国の会計は原価・実現概念を基礎とし、個別財務諸表を中心とする情報が開示されてきた。このような会計制度は国際動向に大きく遅れをとっていることから、投資家に役立つ十分な情報開示がなされないという問題が提起されることとなった。わが国会計制度の問題点は早くから指摘されていたが、大蔵省・法務省などは迅速に対応することができず、事態が深刻になってからよ

7) 証券取引審議会「証券市場の総合的改革—豊かで多様な21世紀の実現のために—」(1997年6月13日)、II2(2)。

8) 証券取引審議会、前掲報告書、IV2(6)。

うやく取り組みを始めたのである。本節では、金融ビッグバンによる会計基準の改訂動向を明らかにするために、企業会計審議会による従前の公表物と最近の公表物との対比を簡潔に行うことにより、その特徴を浮かび上がらせることにする。

### 1. 改訂前における企業会計審議会の公表物

わが国の企業会計審議会は、当初1948年7月に経済安定本部・企業会計制度対策調査会として設置された。その後1952年7月に大蔵省・企業会計審議会と名称が変更され、今日に至っている。企業会計審議会は1949年に「企業会計原則の設定について（中間報告）」を公表した。これにより、今日においてもなおわが国の会計の基礎となっている「企業会計原則」が制定されたのである。それ以後、数多くの意見書等が公表された。いま、比較的最近（1995年までの10年間）において企業会計審議会が公表した意見書や報告をみると図表1のとおり8本である<sup>9)</sup>。これから明らかなように、従来の企業会計審議会は年に1本の意見書等を公表するにとどまっていた。

図表1 1986年から1995年の10年間に公表された企業会計審議会の意見書等

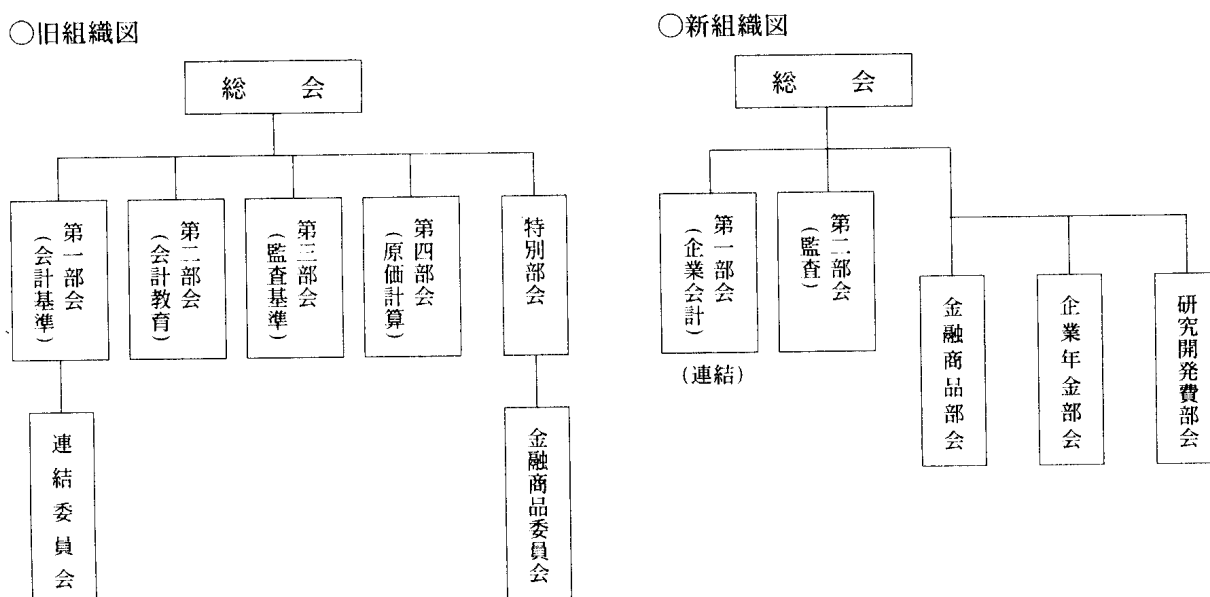
- 
1. 1986.10.31. 「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務諸表の充実について」
  2. 1988. 5.26. 「セグメント情報の開示に関する意見書」
  3. 1989. 5.11. 「監査実施準則の改訂について」
  4. 1990. 5.29. 「先物・オプション取引等の会計基準に関する意見書について」
  5. 1991. 5.31. 「監査基準及び監査報告準則の改訂について（中間報告）」
  6. 1991.12.26. 「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」
  7. 1993. 6.17. 「リース会計に係る会計基準に関する意見書」
  8. 1995. 5.26. 「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」
- 

9) 図表1は小谷融「企業会計審議会の部会再編について」『COFRI ジャーナル』No. 26 (1997年3月)、47～48頁の表1を参考にして作成した。ちなみに、小谷論文によれば、1949年に「企業会計原則」が公表されてから1995年までの46年間に公表された意見書等は41本であるから、平均すればやはり年に1本以内にとどまっていた。

## 2. 企業会計審議会の改編

企業会計審議会は1995年11月より連結財務諸表制度の見直しを進める一方、1996年6月には特別部会を設け、7月より金融商品に関する審議を始めた。しかし、企業年金や研究開発など、検討すべき課題はなお多く残されていた。そのような折り、1996年11月に先に述べた日本版金融ビッグバンに関する橋本首相の指示があり、また審議の促進について大蔵大臣からも要請があった。これを受けて大蔵省は企業会計審議会の組織を改編することとし、1997年2月の企業会計審議会総会において、図表2のように部会組織を変更することとしたのである<sup>10)</sup>。

図表2 企業会計審議会の新旧部会組織



(出所) 小谷融「企業会計審議会の部会再編について」『COFRI ジャーナル』No. 26 (1997年3月)、53頁の表3を部分転載。

この改組により、企業会計審議会には、従来の第一部会(会計基準)、第二部会(会計教育)、第四部会(原価計算)を統合した新たな第一部会(企業会計)が設けられ、従来の第三部会(監査)が新たな第二部会(監査)とされた他、

10) 小谷融、前掲稿、53頁の表3を引用。また、「企業会計審議会の部会改組について」『JICPA ジャーナル』第501号(1997年4月)、87頁の図を参照。

特別部会で審議されることになっていた事項についてはそれぞれ、金融商品部会、企業年金部会、研究開発費部会という部会が設けられ、一層効率的な審議を進めることとされたのである<sup>11)</sup>。

### 3. 改編後における企業会計審議会の公表物

こうした改組を反映して、企業会計審議会の審議による成果が、このところ多く公表されている。1997年6月から1998年6月までの約1年間に企業会計審議会から公表された意見書等は図表3のとおり10本を数え、数だけでみればそれ以前の10年分を超えていることがわかる。

図表3 1997年6月以後1年間に公表された企業会計審議会の意見書等

- 
- |     |             |                                  |
|-----|-------------|----------------------------------|
| 1.  | 1997. 6. 6. | 「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」            |
| 2.  | 1997. 6. 6. | 「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」          |
| 3.  | 1998. 3.13. | 「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」       |
| 4.  | 1998. 3.13. | 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」 |
| 5.  | 1998. 3.13. | 「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」        |
| 6.  | 1998. 6.16. | 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」          |
| 7.  | 1998. 6.16. | 「中間監査基準の設定に関する意見書」               |
| 8.  | 1998. 6.16. | 「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書」  |
| 9.  | 1998. 6.16. | 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書—公開草案—」    |
| 10. | 1998. 6.18. | 「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書—公開草案—」   |
- 

また、ここではその内容について論じることは省略するが、最近公表されたこれらの意見書等は、金融ビッグバンの要請に応じる方向で、いずれもわが国の会計基準を国際的な動向と調和化させることを強く意識した内容となっている。また、これもここには掲載しないが、日本公認会計士協会からはこれらに関連する実務指針等が次々と公表されている。

11) 小谷融、前掲稿、53頁。

#### 4. 大蔵省と法務省の協調

1998年6月、大蔵省と法務省は「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を取りまとめて公表した。これは1997年7月から大蔵省と法務省が共同で、商法学者、会計学者および実務家の参加を求め、商法と会計基準の調整に関する研究会を開催することとし、7回にわたる研究会を開催したことの成果である。

具体的には、企業会計審議会が1997年6月に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」および「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理」を公表したことがその発端となった。これらの意見書等において、企業会計審議会は金融商品に対する時価評価の導入や税効果会計の採用を提言するとともに、商法の原価主義や利益計算上の取扱いとの調整を行う必要があることを指摘した。これを受けて検討した結果が上記の報告書なのである。

この報告書は、一つの問題に大蔵省と法務省が共同で取り組んだという意味で、わが国のこれまでの慣行と大きく異なっており注目される。中央官庁の縦割り行政はわが国の特徴であり、これが会計制度改革にとっても大きな障害となっていた。大蔵省と法務省が共同で会計改革に取り組むことの必要性は、常識的に考えて当然のことであり、多くの論者によって指摘されてきたところである。しかし、縦割り行政のもとではこの当然のことを実現することが困難であったのであろう。それが実現するには、やはり金融ビッグバンに関する首相の指示を契機としなければならなかったのである。

#### IV. 会計の政治的利用

上に述べたような、わが国会計基準の国際的調和化への努力は高く評価されるべきである。しかし、他方で、会計を政治的に利用しようとする動向を無視することができない。例えば、わが国では最近、銀行・保険会社の苦境を救済し財務の健全性を確保するために、保有有価証券（売買目的を含む）を原価で評価することを容認した。これにより、銀行等は株価下落に伴う含み損を表面化させる必要がなくなった。また、事業用土地を時価で評価することが認めら



れたが、これにより土地の評価差額を貸借対照表に計上することができることになった。こうした会計処理は、従来のわが国の会計基準に全く反する措置であり、国際的動向とも一致しない。

### 1. 銀行等の保有有価証券に対する原価法適用の容認

わが国の企業会計原則は、原価法を有価証券評価の原則的方法とする一方で、低価法の適用を認めている。また、時価が著しく下落し、回復する見込みがない場合は、強制低価法を適用することとしている。

しかし、金融商品をめぐる国際的な議論が展開する中で、一部の金融商品を時価で評価するという方向が支配的動向として明らかとなってきた。例えば、1993年5月に公表された米国の財務会計基準書第115号(SFAS115)「一定の負債証券および持分証券に対する投資の会計」は、①満期保有証券を償却原価で、②売買目的証券を公正価値で、③売却可能証券を公正価値でそれぞれ評価することとしている<sup>12)</sup>。また、1998年6月に公表された国際会計基準委員会の公開草案E62「金融商品：認識と測定」も同様に、①満期保有証券を償却原価で、②売買目的証券を公正価値で、③その他の有価証券を公正価値でそれぞれ評価することとしている<sup>13)</sup>。

こうした動向を見据えつつ、企業会計審議会は1998年6月に「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」を公表した。この公開草案は、満期保有証券を償却原価によってではなく原価で評価することとしている点でSFAS115やE62とやや異なるが、売却目的証券とその他の有価証券は時価でこれを評価することとしており、SFAS115やE62と大筋で同じ評価方法をとっている。

これまでわが国の会計基準では、一般事業会社における有価証券の評価基準

12) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No. 115, Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities (1993).

13) International Accounting Standards Committee, Exposure Draft E62, Financial Instruments: Recognition and Measurement (1998).

は原価法と低価法の選択適用とされてきた。それは未実現利益の計上は認めないが、未実現損失は早期に計上することを妨げない保守主義の観点によるといえる。こうしたわが国の会計基準の立場からすれば、今回の公開草案で時価評価を採用することは大きな方針転換である。しかもそれは、会計基準の改訂にとどまらない影響をもつ。先に述べたように、大蔵省と法務省の協調により、商法が長年堅持してきた原価主義から離脱し、評価益の計上を認めることになるという点で、まさに大改革なのである。

ところが、企業会計審議会が金融商品の一部を時価で評価する方向で検討しているにもかかわらず、大蔵省は1997年12月、金融機関の自己資本対策としてこれに逆行する政策を打ち出した<sup>14)</sup>。すなわち、金融機関が保有する上場株式については、短期売買目的のものはバスケット低価法とし、今後時価法へ移行することを検討すること、また、その他の上場株式については原価法と低価法を選択制としたのである。大蔵省はこれまで、銀行・保険会社に対して有価証券を低価法で評価させてきた。しかし、98年3月期決算を前にして、銀行と保険会社が原価法と低価法を選択適用できることとしたのである。

図表4により主要銀行についてみると、バブル期には日本の主要銀行の多くは保有有価証券に多額の含み益を有しており、その総額は60兆円にもなっていたが、株価の下落により一転し、含み損を抱える銀行が増えてきた。1998年8月下旬では主要銀行の含み損の総額は2兆6千億円にのぼると見られる。こうした事態を放置すると、銀行経営の安定性を維持することが困難になりかねず、また事業会社に対する貸し渋りが一段と悪化するとの判断から、大蔵省は含み損を計上しなくてもよい原価法の適用を認めたのである。実際、図表4によれば、1998年3月期にはほとんどの銀行が原価法を採用しており、低価法を採用したのは19行中3行にすぎない。これらの3行はいずれも、株価がさらに下がった1998年8月末においてもなお含み益をもつ銀行であった。

この政策により、わが国の多くの銀行が含み損を表面化させずに済んだが、わが国会計制度の信頼性は著しく損なわれることになった。

14) 『日本経済新聞』1997年12月24日夕刊。

図表4 主要銀行における推定株式含み損益と評価法(単位：億円)

	1998年 8月28日	1998年 3月期	1989年 9月期
東京三菱(低価法)	4,550	9,860	64,200
東海	▲400	2,500	32,000
住友	▲1,000	2,550	39,200
三和	▲1,100	2,710	42,000
あさひ	▲1,940	520	31,900
第一勧銀	▲2,500	1,060	48,500
大和	▲3,570	▲2,070	19,700
さくら	▲3,890	▲380	57,700
富士	▲5,920	▲2,490	43,200
<b>都銀9行合計</b>	<b>▲15,780</b>	<b>14,260</b>	<b>378,400</b>
日本興業(低価法)	540	3,880	55,000
日本債券信用	▲1,670	▲1,080	22,000
日本長期信用	▲3,370	▲1,710	41,000
<b>長信銀3行合計</b>	<b>▲4,500</b>	<b>1,090</b>	<b>118,000</b>
三菱信託(低価法)	770	2,850	25,200
日本信託	▲100	▲0	2,800
東洋信託	▲490	480	12,500
住友信託	▲900	720	22,500
中央信託	▲1,110	▲600	6,400
三井信託	▲1,140	690	26,700
安田信託	▲2,640	▲1,850	19,700
<b>信託銀7行合計</b>	<b>▲5,610</b>	<b>290</b>	<b>115,800</b>
<b>総合計</b>	<b>▲25,890</b>	<b>17,640</b>	<b>612,200</b>

(出所) 『日本経済新聞』1998年8月29日、1998年4月1日、1989年11月25日に基づいて作成。なお、1989年以後合併があった銀行については、合併前の含み損益を単純合計した。評価法について「低価法」としている3行以外は、1998年3月期に原価法を採用。

## 2. 土地の再評価

1998年3月31日、国会は「土地の再評価に関する法律」を制定した。これは、法人が所有している事業用土地の再評価に関し必要な事項を定めることにより、金融の円滑に資するとともに、企業経営の健全性の向上に寄与することを目的とするものである(第1条)。この法律は一般事業会社にも適用されるが、

図表5 主要銀行における土地再評価の効果（単位：億円）

	土地の時価 推定額	土地の 簿価	含み益	土地含み益の リスクアセット比
東京三菱（低価法）	7,780	757	7,023	1.64
東海	6,091	845	5,246	1.28
住友	6,117	1,305	4,812	0.79
三和	6,109	841	5,267	1.30
あさひ	5,132	1,027	4,104	0.93
第一勧銀	5,318	1,290	4,028	0.98
大和	4,829	1,000	3,829	1.74
さくら	2,768	594	2,174	0.94
富士	2,292	333	1,958	1.60
<b>都銀 9 行合計</b>	<b>46,441</b>	<b>7,996</b>	<b>38,445</b>	<b>1.17</b>
日本興業（低価法）	2,028	253	1,774	0.56
日本債券信用	926	573	352	0.15
日本長期信用	857	112	745	0.70
<b>長信銀 3 行合計</b>	<b>3,811</b>	<b>939</b>	<b>2,872</b>	<b>0.44</b>
三菱信託（低価法）	841	540	300	0.28
日本信託	974	595	379	0.27
東洋信託	1,104	497	607	0.48
住友信託	815	441	374	0.48
中央信託	20	16	3	0.03
三井信託	476	204	271	0.40
安田信託	192	134	57	0.17
<b>信託銀 7 行合計</b>	<b>4,425</b>	<b>2,431</b>	<b>1,993</b>	<b>0.35</b>
<b>総合計</b>	<b>54,678</b>	<b>11,367</b>	<b>43,311</b>	<b>0.96</b>

（出所）「資産再評価を徹底検証する」『経理情報』第849号（1998年4月10日）の24頁から項目を抜粋し、金額を億円単位に置き換えた。なお、土地の時価推定額は地価公示価格ベース。その他、諸前提等について、同稿の表5を参照されたい。

本来は、金融機関の自己資本比率を改善し、貸し渋りを抑制することをねらったものであるといわれる<sup>15)</sup>。土地再評価法が再評価の対象とするのは事業用土地であり、その時期は1998年3月31日から2000年3月30日の間の2年のうちいずれか一つの決算期に限定されている（第5条）。なお、再評価するかどうかは企業の任意である。

15) 菊谷正人「土地再評価法管見」『JICPA ジャーナル』第517号（1998年8月）、34頁。

図表5から明らかのように、主要銀行の総計でみると、土地の簿価が1兆1千億円強であるのに対して、時価は5兆4千億円であり、含み益がおよそ4兆3千億円にのぼる。このようにわが国企業が抱える土地の含み益は膨大な金額にのぼるため、これを再評価すれば企業の財務内容は相当程度改善されることになる。銀行の場合、再評価差額が非課税であるとするれば、図表5の右欄に示されているように、自己資本比率が0.96%改善される可能性があり<sup>16)</sup>、貸し渋りも解消の方向に向かうと期待されたのである。

一般事業会社の中にも、土地の再評価に期待したところがあった。例えば、業績不振の伊豆急行は再評価で含み益を計上し、株主資本を膨らませようとした<sup>17)</sup>。ところが、大蔵省と法務省は後になって、再評価による差額を貸借対照表上、株主持分ではなく、負債に計上させることとしたのである<sup>18)</sup>。このことが明らかになると、上記の伊豆急行はメリットがないとして再評価の方針を撤回している<sup>19)</sup>。ところが、銀行の場合は、再評価差額を負債に計上しても一定条件のもとで自己資本として扱われるので、貸し渋り対策として有効であると考えられるのである。

それにしても、原価主義をとる日本の会計の枠組みにおいて、事業用土地を時限立法的に再評価することを認め、しかも評価差額を負債に計上するという驚くべき措置がとられたことは事実である。これは、国際的調和化の方向とは相容れない。

もちろん、国際会計基準第16号 (IAS16) 「有形固定資産」において有形固定資産を公正価値で評価することが認められていることや<sup>20)</sup>、イギリスに土地・建物を定期的に再評価する慣行があることは知られている<sup>21)</sup>。IAS16における

16) 「資産再評価を徹底検証する」『経理情報』第849号 (1998年4月10日)、24頁。

17) 『日本経済新聞』1998年3月6日。

18) 『日本経済新聞』1998年3月19日。

19) 『日本経済新聞』1998年5月28日。

20) International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard No. 16, Property, Plant and Equipment (1993).

21) イギリスについては、田中弘『イギリスの会計基準—形成と課題』(中央経済社、1991年)、79~80頁参照。

「認められた代替処理」では、公正価値から減価償却累計額を控除した評価替額で計上することが許容されているが、IAS16の再評価対象は、わが国のように事業用土地に限定されず、土地を再評価するのであればすべての土地を再評価することが原則である。また、IAS16では公正価値を用いる場合、再評価の時期を限定するのではなく、定期的にこれを行うこととされている。さらに、IAS16では再評価差額は負債ではなく、株主資本に含めることとされているのである。

## V. 結 び

本稿で述べたように、わが国では経済の低迷や金融の混迷に対する政策として、政治主導により「日本版金融ビッグバン」が提唱され、それとの関連で会計制度の一層の整備が進められている。その際、会計基準の国際的調和化が強く意識されたことは、政策の転換として評価される。

ところが、わが国の会計基準設定機関とみなされる企業会計審議会の一連の努力にもかかわらず、金融機関の有価証券に原価法を適用し、事業用土地を時価で再評価することを認めるという措置が同時にとられている。このような政策は国際的調和化の動向とは相容れないだけでなく、企業会計審議会が関与しないところで決定されており、会計が政治的に利用されていることを示している。

では、今日のわが国の会計におけるこうした事態を、国際的調和化の視点からどのように理解すればよいのであろうか。筆者は先に、ホーフステッドやグレイの研究にもとづき、会計が文化によって影響されること、わが国の会計は国際基準とされるアングロ・アメリカ型の会計とは文化圏からしても当然に異なること、会計基準を国際的に調和化しても文化圏によっては会計実務がついてこない場合があることなどを指摘した<sup>22)</sup>。

22) 平松一夫『国際会計の新動向』（中央経済社、1994年）、第5章。また、平松一夫「アジア各国の会計制度—動向・特徴・課題」『産業経営研究』（日本大学経済学部産業経営所、1997年3月）、23～34頁参照。

これを踏まえていうならば、会計基準および会計の国際的調和化を進めようとしているわが国は、ハンチントンのいう「文明の衝突」を経験しているといえるのかも知れない<sup>23)</sup>。そこでは当然、拒否反応も起こりうる。アングロ・アメリカ諸国からみれば、日本の会計基準の国際的調和化は遅々として進んでいないように見えるかも知れないが、見方をかえれば、日本は「文明の衝突」に伴う痛みの代償を支払いながら、国際的調和化という避けられない方向に向けて蛇行しつつも歩み始めたということができるのである。

(著者：関西学院大学商学部教授)

---

23) Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations and the Remaking of World Order* (New York, N. Y., Touchstone, 1996). 鈴木主税訳『文明の衝突』(集英社、1998年)。